

## 杉並区立神明中学校いじめ防止基本方針

本校は、いじめ防止対策推進法の制定を受け、生徒が安心して学習、その他の活動に取り組めることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として以下の基本方針を策定します。

### 《いじめの定義と本校としてのいじめ問題への基本的な考え方》

#### ○いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第 2 条の規定に基づき、本校では「いじめ」とは、「当該生徒に対して、一定の人間関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。」とする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

#### ○本校としてのいじめ問題への基本的な考え方

- 1 教員の指導力を向上させ、あらゆる教育活動を通じ、生徒が安心して、安全に生活できる学校づくりを学校全体で、一丸となって取り組む。
- 2 いじめを見て見ぬふりをせず、声を上げられるような学校を形成するという意識を育むために、生徒会を中心に生徒が主体となっていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- 3 いじめは、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域住民や関係機関と連携し、情報を共有しながら迅速に指導に当たる。
- 4 いじめを絶対許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを第一義に、いじめの兆候やいじめの把握に努めるとともに、学校いじめ対策委員会を核に組織的に取り組む。
- 5 生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

### 1 本校におけるいじめ防止等に関する取組

#### (1) 未然に防止するための取組方針（未然防止）

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

行動指針として、

- ・教職員、スクールカウンセラー等による「学校いじめ対策委員会」を設置し、「学校いじめ防止

基本方針」を策定し、学校全体で対応する。

- ・「学校いじめ対策委員会」の支援組織として、教職員、保護者、民生・児童委員、警察職員等による「学校サポートチーム」を設置する。
- ・学級担任は学級経営の責任者であるという自覚を持ち、生徒と積極的なコミュニケーションをとり、生徒から信頼され、相談されやすい学級担任として、生徒との人間関係を構築する。
- ・学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができる機会を提供することで、生徒の自尊感情や自己肯定感を高める。
- ・人権やいじめに関する授業を計画的に実施し、「いじめは絶対に許されない」という自覚を育てる。
- ・いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先を記載した「いじめ防止カード」を配布し、「いじめを見て見ぬふりしない」意識の向上を図る。
- ・校内研修等を通じて、教員の意識の変革を図り、教員一人ひとりの資質や能力の向上を目指す。

## (2) 早期に発見するための取組方針（早期発見）

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

行動指針として、

- ・定期的ないじめ実態調査や各種アンケート、個人面談などにより、日常生活の中からいじめの兆候を察知するとともに、いじめの確実な発見に努める。
- ・スクールカウンセラーによる全員面接により、生徒がためらわずに学校に相談できる環境を作る。
- ・生徒会による、生徒が主体的に行う「いじめをしない」「いじめを見て見ぬふりをしない」取り組み（ピースバッジ、神明しぐさ）を指導し、支援する。
- ・保護者、地域住民、児童館等の関係機関と連携し、いじめに関する情報が提供されるように努める。

## (3) 早期に解決するための対応方針（早期対応）

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

行動指針として、

- ・いじめを把握した場合は、「学校いじめ対策委員会」を核に、学校全体で迅速に対応する。
- ・被害の生徒の安全確保のため状況をきめ細やかに把握し、複数の教員による声かけや登下校の付添いなどを行い、被害生徒を守り通すとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャル

ルワーカーと連携し、被害生徒やその保護者のケアを行う。

- ・加害生徒の生徒に対する指導を徹底し、いじめをやめさせ、再発を防止する。ただ、個の教員の単発の指導に終わることなく、組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。また、必要に応じて加害生徒の保護者への指導やスクールカウンセラーと連携した助言を行う。
- ・勇気をもっていじめを伝えた周囲の生徒を守り通すために、教員の見守りや積極的な声かけ、教員による登下校の付添いなどを行う。その際、保護者とも緊密に連携する。
- ・いじめが解決後も少なくとも3か月程度の経過観察、学校いじめ対策委員会等を活用した情報共有等の定期的な確認を行う。
- ・学校は、速やかに教育委員会に報告するとともに、警察・児童相談所等の関係機関、保護者、地域住民などと連携して対応する。

#### (4) 重大ないじめ事態が発生した場合の対応方針

##### ①重大事態の報告

「いじめ防止対策推進法」第28条の規定に基づき、事案が重大事態であると判断したときは、杉並区教育委員会へ、事態発生について速やかに報告する。

##### ②調査を行うための組織の編成

杉並区教育委員会の判断に従い、本校が調査主体となる場合は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、組織を設ける。なお、当該組織は、「学校いじめ対策委員会」を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

##### ③事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態度であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

##### ④調査結果の提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われどのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に説明する。

これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

##### ⑤調査結果の報告

調査結果については、杉並区教育委員会に報告する。

## 2 教育委員会や関係機関との連携方針

いじめ問題の対応においては、杉並区教育委員会との連携を密にするとともに、学校においていじめる生徒に対して必要な教育的な指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などは、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)と適切に連携する。学校と警察や児童相談所等との適切な連携を図るために、平素から学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の参加など、情報共有体制を構築しておく。

また、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきだと認められる事案や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような事案に対しては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

### 3 いじめ防止に向けた校内組織

いじめ防止に向けた校内組織として、「学校いじめ対策委員会」を設置する。重大事態等の発生時は、校長、副校長、教務主任、生活指導主任、**進路指導主任（道徳教育推進担当）**、学年主任、保健主任（養護教諭等）、学級担任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を最大の構成員とするが、平素は校務推進委員会の所属委員（校長、副校長、各主任等）を「学校いじめ対策委員会」の構成員とし、原則週一回定期的に開催（ただし、長期休業中は除く）される校務推進委員会を「学校いじめ対策委員会」として機能させ、本校のいじめ防止等の対策を組織的に推進する校内組織として位置付ける。なお、初動においては被害生徒（被害を疑われる生徒を含む）が所属する当該学年が組織的に対応し、随時「学校いじめ対策委員会」に報告・連絡・相談等を行い、その指示に従うものとする。

また、「学校いじめ対策委員会」の支援組織として教職員、保護者、民生・児童委員、警察職員等による「学校サポートチーム」を設置する。

### 4 教職員のいじめ防止に向けた対応能力を図るための取組

いじめ防止には、いじめ問題の未然防止及び早期発見・早期対応に対して、教職員一人ひとりが意識を高め、いじめ問題への対応能力を身に付ける必要がある。教職員の意識や対応能力の向上を図るためには、校内研修を通じて、東京都教育委員会が提示する「教育研修プログラム」や「いじめ総合対策【第2次】」を活用し、教職員一人ひとりの資質能力の向上を目指すとともに、組織的な対応能力をも向上させ、いじめ防止に向けた校内体制を確立する。

「教育研修プログラム」として、①いじめ問題の見方・考え方、②いじめの未然防止に向けた学校の対応、③いじめの早期発見、④いじめの早期発見のための情報共有の工夫、⑤いじめの早期対応と校内体制、⑥保護者・地域との連携、⑦スクールカウンセラーとの連携、⑧相談環境の充実、⑨生徒との効果的な面接の実施、⑩警察との連携について、本校の実態に応じて、研修プログラムを適宜選択し、実施する。

### 5 その他

①いじめ問題に対しては、より実効性の高い取組を実施するため、「いじめ防止基本方針」が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを「学校いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。

②いじめに関するアンケートや調査結果、指導過程の資料等は、原則5年保存する。

## 補足資料

### I 第28条が規定する重大事態

「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたとき

※文部科学省が想定する例

- 児童生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※文部科学省が想定する例

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安
- 生徒が一定期間連続して欠席している場合

※文部科学省が想定する例

- 保護者から重大事態に至ったという申立があったとき

#### ★重大事態が発生した場合

区教育委員会に報告し、区教育委員会の判断で調査を行う

### II 都教育委員会いじめ総合対策のポイント

- 1 教員の指導力の向上と組織的な対応 《学校が一丸となって取り組む》
- 2 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す 《被害の子供を守る》
- 3 いじめを見て見ぬふりせず、  
声を上げられる学校づくり 《周囲の子供に働き掛ける》
- 4 保護者・地域・関係機関との連携 《社会総がかりで取り組む》